

# 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020年11月16日

(案件名)「全世界インクルーシブで安全なデジタル経済の推進に係る情報収集・確認調査(QCBS)」  
(公示日:2020年10月21日/公示番号: 20a00599)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P. 5 (5)競争参加 資格要件の確認 3) 提出書類:a)競争参加資格 確認申請書(様式集参照)	こちらの申請書の様式は、P. 12でご指示いただいている様式集 ( <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g /index_since_201404.html</a> )では公開されておりません。別途公開されておりましたら、そちらの URL をお知らせください。	別紙にて申請書の様式を提示いたします。
2	P. 4 (4)共同企業体の結成の可否 および P. 5 (5)競争参加資格要件の確認 3)提出書類	「(4)共同企業体の結成の可否」において、「なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。）」については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません」と記載いただいております。 つまり、共同企業体の構成員(代表者を除く。)は、(5)競争参加資格要件の確認の申請は不要と理解してよろしいでしょうか。 または、(2)に規定されておらず、(5)の提出書類に含まれているもの(つまり、e), f), g), h))については、共同企業体の構成員(代表者を除く。)も、提出するというのでしょうか。	競争参加資格要件の申請は、共同企業体の構成員についても提出が必要となります。 以下のとおり、企画競争説明書を修正します。  p4「(4)共同企業体の結成の可否」の項について、以下を削除。 「なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。」
		以上、10月29日回答	

3	<p>P31 (4)以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。 パイロット事業準備及び実施に係る業務：18.0人月</p>	<p>本パイロット事業準備及び実施に係る業務18.0人月は、「P29(2)1)業務量の目安」に記載の約60.0人月とは別との理解で間違いございませんでしょうか？ また、本費用は別見積でしょうか？</p>	<p>「パイロット事業準備及び実施に係る業務：18.0人月」は、60.0人月に含まれます。なお、本費用は本見積りに含めてください。</p>
4	<p>P31 (4)以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。 パイロット事業準備及び実施に係る業務：18.0人月</p>	<p>上記18.0人月が別見積である場合、パイロット事業準備及び実施にて18.0人月に付随する直接経費（日当、宿泊、交通費など）も別見積という理解で良いでしょうか？</p>	<p>上記3の回答の通り、18.0人月の報酬は本見積りに含まれます。加えて、日当・宿泊費、車両関連費も本見積もりに含めてください。</p>
		<p>以上、11月9日回答</p>	
5	<p>2020年10月29日 質問状に対する回答  別添の競争参加資格確認申請書</p>	<p>配布いただきました競争参加資格確認申請書に「共同企業体を結成する場合には、共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。」との記載があります。本注意書きは、別々で申請書を提出し資格を有する企業がプロポーザル提出に際して共同企業体の結成を妨げるものではないと理解いたしますが、我々の理解に間違いございませんでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。 事前に競争参加資格確認申請書をご提出いただき資格を有する社について、プロポーザル提出に際して共同企業体を結成することは可能です。</p>
		<p>以上、11月10日回答</p>	
6	<p>P 30 第三章 5. 見積作成に係る留意事項 (2)について</p>	<p>提案書作成時点で、パイロット活動について特定できていない状況の中、業務従事者の渡航回数を特定することは、困難な状況かと思われます。そのような状況を考慮すると、旅費(航空賃)については、別見積とするのが適切と思われますが、如何でしょ</p>	<p>パイロット活動に係る旅費(航空賃)につきましては、別見積もり(定額計上)とします。 パイロット活動に係る旅費(航空賃)は以下に示す定額を別見積もりとして計上ください。 6,000千円</p>

		うか。	
7	P29 第三章 2.業務実施上の条件	「2021年3月に終了するものとする。」とありますが、2022年3月でよろしいでしょうか。	「 <b>2021年3月</b> 」に終了するものとする。」を「 <b>2022年3月</b> 」に終了するものとする。」に修正します。
8	P31 第三章 5.見積書作成に係る留意事項 (3)	現地セミナー実施支援の費用3,000千円にはどのような費用が含まれているのでしょうか。日本人の渡航費や現地活動費は含まれているのでしょうか。	セミナー会場の手配、参加者への案内支援(フライヤー等の作成)、茶菓の手配、スクリーンやスピーカー等の機材の手配等を再委託する可能性を想定しておりました。日本人の渡航費や現地活動費は含まれておりません。
9	P31 第三章 5.見積書作成に係る留意事項 (3)	現地セミナー(商用コース活動費)の費用2,000千円にはどのような費用が含まれているのでしょうか。	第2章特記仕様書5.(11)にて記載の国際的な商用資格コース(EC-Councilや CompTIA 等)を活用する場合の費用(受検費等)を想定しております。
10	P31 第三章 5.見積書作成に係る留意事項 (6)	旅費の計上において、すべての調査国において日本発着便のみ利用可能でしょうか。現在のコロナ禍において、横跳びなどは控えるようにと説明がありました。複数国を合わせて周遊などの提案、見積計上は可能でしょうか。	現時点では、各国の感染状況や水際対策は千差万別であり、複数国にまたがる渡航を行うことにより、それへの対応は極めて難しくなることから、JICA では渡航先から第三国への業務渡航については認めていません。 本案件については、複数国を合わせての周遊ではなく、1か国への渡航のみでの提案をお願いします。
11	P30 2. プロポーザル作成上の条件 (2)外国籍人材の活用	本業務では、評価対象者は日本籍メンバーを中心とするものの、パイロット事業では外国籍人材の作業工数が大きくなることが予想されます。コロナ禍での特殊な状況下での調査であることを鑑み、右記載の目途(当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1)を超える外国籍人材の活用についても柔軟に提案を認めていただくことをご検討いただけますでしょうか	企画競争説明書では、「外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途」と記載しています。競争参加者が必要と考える場合は、この目途を超えて外国籍人材の活用を提案することは可能ですので、外国籍人材活用の具体的な理由、外国籍人材も含めた業務従事者により本件調査の遂行が可能であることを

			プロポーザルで提案願います。
12	P14 2. 調査の目的 本調査の実施期間 2021年1月から2022年3月を予定	① 貴機構が想定されているスケジュールはございますか ② パイロットの実施にあたって、MMの追加も認められる予定でしょうか。その場合、認められる追加予算の規模に目安などはありますでしょうか 特記仕様書に記載されている業務内容を効率的・効果的に実施する上で調査スケジュールを前倒して実施・終了させる提案を行い、実現性が高いと認められる場合、高く評価していただけますでしょうか	① 調査の実施スケジュールも提案の対象としておりますが、インテリムレポートは2021年6月末頃の提出を想定しています。第2章特記仕様書5.(15)の通り特にカンボジア、ラオス、モンゴルにおいては協力の可能性と内容について先方政府へ説明、提案することとしており、その提案内容はインテリムレポートの内容が基本と考えます。その他、報告書等の提出予定時期もご参考ください。 ② パイロット活動の実施にあたってのMM数は第3章5.(4)で示している18.0MMで見積もってください。なお、この18.0MMは業務量目途の60.0人月に含まれます。  特記仕様書に記載されている業務内容の効率的・効果的な実施の提案については、その是非や実現性について技術評価点にて評価します。併せて、その価格評価点についても評価します。最終的には、技術点及び価格点の合計点により評価を決定します。
13	人件費単価 (コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版) P.4)	デジタル領域において専門性の高い業務従事者が必要なことを鑑み、また新型コロナウイルスで状況が変化するなかで、複数国を対象とした調査を円滑に実施可能な組織としてのグローバルなバックアップ体制が求められるため、基準額を超える直接人件費月額単価(特号超)が妥当であるという理由があればご承認いただけますでしょうか	機構としては、企画競争説明書に記載の通り、「業務主任者／開発途上国デジタル戦略・政策」の格付けは2号を想定しています。これ以上の格付けを提案する場合は、その理由も付してプロポーザルにてご提案願います。契約交渉の際に、その妥当性についてご確認させて頂きます。
14	5. 見積書作成にかかる留意事項	パイロット等も自社の現地オフィス人材が実施する場合、以下の定額計上分の再委託費のうち、「パイ	「パイロット活動実施支援 30,000千円(15,000千円／件×2件)」を自社で実施する場合に

	(3)以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください(別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください)。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。	<p>ロット活動実施支援 30,000千円(15,000千円/件×2件)」を報酬として計上することは可能でしょうか</p> <p>(3)以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください(別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください)。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。</p> <p>1)再委託費: 35,000千円</p> <p><input type="checkbox"/> パイロット活動実施支援 30,000千円(15,000千円/件×2件)</p> <p><input type="checkbox"/> 現地セミナー実施支援 3,000千円</p> <p><input type="checkbox"/> 現地セミナー(商用コース活用費)2,000千円</p>	は、再委託費ではなく、報酬として計上ください。
15	5. 見積書作成にかかる留意事項 (4)以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。 パイロット事業準備及び実施に係る業務: 18.0人月	「パイロット事業準備及び実施に係る業務: 18.0人月」は業務量目途の60MMの内数でしょうか	「パイロット事業準備及び実施に係る業務: 18.0人月」は、業務量目途の60.0人月に含まれます。
16	P32 プロポーザル評価配点表	各評価対象者の「オ)その他学位、資格等」はどういった資格を想定しているのか	<p>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(p6)を参照ください。 (<a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf</a>)</p> <p>当該業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格等、業務従事者のバックグラウンドを評価します。</p>
17	P8	本業務では、デジタル領域において専門性の高い	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル

	若手加点	業務従事者が必要となります。右分野で豊富な知見を有する35-45歳の「若手」2名で業務管理グループを形成する場合、加点(2点)の対象となりますでしょうか	作成ガイドライン」(p19)「(2)若手育成加点の要件」に記載の通り、以下の斜体記載部分が要件となりますので若手2名の業務管理グループは加点対象外となります。 以下の人材で業務管理グループが構成されていることを若手育成加点の要件とします。なお、年齢は、公示が行われた年度の4月1日時点での年齢とします。外国籍人材にかかる制限はありません。 ・若手人材(35~45歳) ・シニア人材(46歳以上)
18	P13 重点課題	サイバーセキュリティ分野が貴機構の今後のインクルーシブなデジタルエコノミー推進に関する協力において特に重要な要素であると見なされている背景についてご説明いただけますでしょうか	第2章特記仕様書1. に記載の通りです。
19	P17 (9)パイロット活動の実施 「今次調査で特定した、対象国内あるいは第三国のリソースに再委託し、実施する」	第三国リソースへの再委託は必須でしょうか。再委託の代わりに自社現地オフィスと協力し、再委託を行わずにパイロット活動を実施することは可能でしょうか	必須とはしませんが、パイロット活動の目的については第2章特記仕様書4. (9)の通り、「本調査で調査したローカルリソースの能力把握と今後の JICA 協力での活用可能性を検証すること」を想定しておりました。第三国あるいはローカルリソースに再委託しない形で、上記目的が達成できるという提案内容であれば、問題ありません。
20	P31 (6)旅費(航空賃)について、参考まで、当機構の標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。また、現時点では、商用便の運航が少ないた	単価が指示されておりますが、提示されていない経路の場合(例えば周遊など)は、コンサルタントが見積を独自に取得し金額を提案するという理解で問題ございませんでしょうか?	質問回答10のとおり、周遊を想定せずに提案をお願いします。

	め、以下の単価にて旅費(航空賃)を見積もること。		
--	--------------------------	--	--

以上